

## 第1 趣旨

埼玉県戦略的環境影響評価技術指針(以下、「技術指針」という。)は、埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱(以下、「実施要綱」という。)第6条に基づき、対象計画等の実施による環境面への影響の調査、予測、評価に係る項目及び技術的方法並びに関連する社会経済面の調査、推計に係る項目の選定に関する事項を定めるものである。

## 第2 基本的事項

### 1 戦略的環境影響評価を実施する時期

計画等策定者は、計画等の特性及び関係市町村の概況を勘案し、対象計画等の種類ごとに別表1に掲げる対象計画等の原案の設定要素について検討することが可能であり、かつ環境影響の回避又は低減を図る上で最も適切な時期に戦略的環境影響評価を実施するものとする。

### 2 対象計画等の原案の設定

戦略的環境影響評価における対象計画等の原案は、通常計画策定過程において検討している対象計画等の原案のなかから、環境への影響の程度、環境配慮のあり方の比較検討に適切なものを設定する。対象計画等の原案は、複数設定することを基本とし、複数の案を設定できない場合は、単一の案を設定する。

対象計画等の原案を設定する際には、その原案を設定するまでに至った検討の経過について合わせて整理するものとする。

### 3 環境影響要因の範囲

対象計画等の実施に伴う環境に影響を及ぼすおそれがある要因(以下、「環境影響要因」という。)の範囲は、当該対象計画等に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在(以下「存在」という。)及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動(以下、「供用」という。)とすることを基本とする。

また、計画等策定者は、計画等の特性及び関係市町村の概況を勘案し、当該対象計画等に係る工事の実施についても環境影響要因とすることが適切である場合は、工事の実施を環境影響要因とすることができる。

#### 4 環境面の調査、予測、評価の項目の範囲

戦略的環境影響評価における環境面の調査、予測、評価の項目の範囲は、原則として、別表2に掲げる環境要素の範囲とする。計画等策定者は、計画等の特性及び関係市町村の概況を勘案した上、別表2に掲げる環境要素の範囲のなかから調査、予測、評価の項目を選定するものとする。

#### 5 関連する社会経済面の調査、推計の項目の範囲

戦略的環境影響評価における関連する社会経済面の調査、推計の項目の範囲は、原則として、別表3に掲げる社会経済要素の範囲とする。計画等策定者は、計画等の特性及び関係市町村の概況を勘案した上、別表3に掲げる社会経済要素の範囲のなかから調査、推計の項目を選定するものとする。

#### 6 対象計画等の原案の評価

対象計画等の原案の評価においては、環境の現況又はその推移（特記すべき事項がある場合に限る）及び個々の原案の環境への影響を明らかにした上で原案の比較評価を行い、さらに関連する社会経済面の推計結果を考慮しつつ必要な環境配慮の方向性を示すものとする。

#### 7 環境面の予測の不確実性への対応

計画等策定者は、対象計画等における環境面の予測、評価、及び対象計画等の原案の評価結果を公表する際に、その不確実性の有無や程度について明らかにするものとする。

### 第3 戦略的環境影響評価計画書の作成に係る手順

実施要綱第8条に規定する戦略的環境影響評価計画書（以下、「計画書」という。）の作成に係る手順は、次のとおりとする。

#### 1 関係市町村の概況の把握

計画等策定者は、環境面の調査、予測、評価の項目及び手法並びに関連する社会経済面の調査、推計の項目を選定するために必要な範囲において、次に示す関係市町村の概況の把握のための調査を行うものとする。

(1) 調査項目

調査項目は、別表4に示すとおりとする。ただし、環境面の把握項目については、計画等による影響が生じ得ない環境要素に属する項目については調査する必要はない。

(2) 調査方法

調査方法は、文献その他の資料の収集及び整理によるものとする。

(3) 調査結果の整理

調査結果の整理は、当該地域の社会的状況及び自然的状況について別表4に掲げる調査項目ごとに整理するものとする。

2 対象計画等の原案設定の背景及び経緯の整理

計画等策定者は、対象計画等の原案設定の理由を明らかにするため、次に示す対象計画等の原案の設定の背景及び経緯について整理を行うものとする。

(1) 背景の整理

対象計画等の原案設定の背景の整理では、対象計画等を策定するに至った背景を明らかにすることを目的とし、地域の課題や上位計画の策定内容その他対象計画等策定の前提となる条件について整理を行うものとする。

(2) 経緯の整理

対象計画等の原案設定の経緯の整理では、検討の過程で考慮された事項や選択肢その他の原案設定に至るまでの経緯について整理するものとする。

3 関連する社会経済面の調査、推計

(1) 関連する社会経済面の調査、推計の項目の選定

計画等策定者は、当該計画等の策定過程のなかで把握した社会経済影響要因、社会経済への影響の有無及び程度を踏まえ、別表3に示す事業に係る費用、事業の効果及び社会的影響のなかから関連する社会経済面の調査、推計項目を選定する。

(2) 関連する社会経済面の調査、推計結果の整理

ア 関連する社会経済面の調査結果の整理

計画等策定者は、実施した調査の結果について、既存資料による調査結果については、その資料名を、現地踏査を行った場合には、その踏査結果について、踏査手法、踏査地域、踏査地点及び踏査日時等を整理する。

イ 関連する社会経済面の推計結果の整理

計画等策定者は、関連する社会経済面の推計結果の整理に当たっては、関連する社会経済面の調査の結果を踏まえ、関連する社会経済面の選定項目ごとに整理するものとする。

#### 4 環境面の調査、予測、評価の項目の選定

計画等策定者は、環境面の調査、予測、評価の項目及び手法の選定に当たっては、次に示す手順により行うものとし、対象計画等の実施により受けるおそれがある環境影響の有無及び程度について、客観的かつ科学的に検討するものとする。

##### (1) 環境影響要因の把握

計画等の策定過程の中で把握した計画等の特性を勘案し、対象計画等に係る環境影響要因を把握する。

##### (2) 環境影響の波及過程等の検討

「第3 1 関係市町村の概況の把握」で把握した関係市町村の概況を勘案し、(1)により把握した環境影響要因による環境への影響が波及し、帰着するまでの過程及び環境への影響の程度を検討する。

##### (3) 環境面の調査、予測、評価の項目の選定

(1)及び(2)を踏まえ、別表2に示す環境要素のなかから、対象計画等に係り環境に重大な影響を及ぼすおそれのあるものについて、次に定める内容に従い、環境面の調査、予測、評価の項目を選定する。

ア 対象計画等の原案を相互に比較した場合に、環境影響の有無や程度が異なる可能性がある項目を選定することを基本とする。また、必要に応じて、環境の状況の推移と対象計画等の実施による環境影響とを比較した場合に、影響の有無や程度が異なる可能性がある項目を選定するものとする。

イ 戦略的環境影響評価の適用段階において環境影響の回避・低減の検討が可能な項目を選定する。

ウ 必要に応じて、当該計画等の実施による環境の改善効果に係る項目についても選定するものとする。

#### 5 環境面の調査、予測、評価の手法の選定

計画等策定者は、環境面の調査、予測、評価の手法を選定するに当たっては、計画等の特性及び関係市町村の概況を勘案し、環境面の調査、予測、評価の項目として選定した項目（以下、「環境面の選定項目」という。）ごとに選定するものとする。

計画等策定者は、次に示す事項を基本に、選定した環境面の調査、予測、評価の手法について、その妥当性を確保するよう努めるものとする。

##### (1) 環境面の調査の手法

計画等策定者は、環境面の選定項目に係る調査の手法を選定するに当たっては、次に定める事項に留意するものとする。

- ア 調査事項は、選定項目に係る環境の状況、並びに気象、水象その他の自然的状況及び人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する内容とし、選定項目の予測及び評価に必要なものとする。
- イ 調査手法は、既存資料の収集及び解析を基本とし、必要に応じて専門家その他の環境影響に関する知見を有する者への聞き取り調査、又は現地踏査（当該影響項目に係る調査地域を踏査し、主として視覚を通して調査対象を確認する行為を指す）を行うものとする。
- ウ 調査地域は、調査項目の特性、計画等の特性及び関係市町村の概況を勘案し、対象計画等の実施により環境の状況が一定程度以上変化する地域又は環境が直接改変を受ける地域及びその周辺とする。
- エ また、調査地点を設定する場合は、調査項目及び特に影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の環境の状況を代表する地点又は環境影響の予測及び評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点を設定する。
- オ 調査期間及び頻度は、調査事項について適切かつ効果的に把握することができる期間及び頻度とする。

## (2) 環境面の予測の手法

計画等策定者は、環境面の選定項目に係る予測の手法を選定するに当たっては、次に定める事項に留意するものとする。

- ア 次に掲げる予測事項等に留意し、必要な予測の手法を選定すること。
  - (ア) 予測事項は、選定項目に係る環境の現況の変化又は環境への負荷の量その他原案の比較評価が可能な事項を把握することとする。
  - (イ) 予測手法は、理論に基づく計算、事例の引用又は解析、保全対象等と計画案の重ね合わせによる推定その他の手法とする。予測手法は、定量的に予測事項を把握することができる手法を基本とし、定量的に把握することが困難な場合にあっては、定性的に予測事項を把握することができる手法を用いる。
  - (ウ) 予測の前提となる条件（以下、「予測条件」という。）は、計画等の特性及び関係市町村の概況を勘案し、必要な条件を設定する。
  - (エ) 予測の対象とする地域（以下、「予測地域」という。）は、計画等の特性及び関係市町村の概況を勘案し、調査地域のうちから適切に設定する。
  - (オ) 予測の対象とする地点（以下「予測地点」という。）を設定する場合は、選定項目の特性に応じ保全すべき対象の状況を踏まえ、予測地域の環境影響を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点その他の保全すべき対象への環境影響を的確に把握することができる地点を設定する。

- (カ) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（以下、「予測対象時期等」という。）は、選定項目の特性、計画等の特性及び関係市町村の概況を勘案し、予測事項ごとに各環境影響要因による環境影響を的確に把握することができる時期、期間又は時間帯を設定する。
  - イ 予測手法の特徴及びその適用範囲、予測条件、予測地域、予測地点及び予測対象時期等の設定根拠、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項について、その内容及び妥当性を明らかにすることができるよう整理すること。
  - ウ 予測条件が確立していない場合にあつては、複数の予測条件を設定するなどの手法により幅をもった予測を行うことができる。
  - エ 国、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策の効果や、関連する周辺の開発計画など対象計画等以外の要因によりもたらされる将来の環境の状況を勘案して予測を行うとともに、その内容を明らかにできるように整理すること。この場合において将来の環境の状況の予測は、国、県又は市町村が有する情報を収集して行うものとする。
  - オ 当該対象計画等を実施しない場合における環境の状況の推移（特記すべき事項がない場合にあつては、環境の現況）について整理すること。
- (3) 環境面の評価の手法
- 計画等策定者は、次に定める事項を基本として環境面の選定項目に係る評価の手法を選定するものとする。
  - ア 対象計画等について複数の原案を設定している場合は、選定項目別又は、選定項目を含む環境要素別に比較をおこなうことができる手法であること。選定項目別又は、選定項目を含む環境要素別に比較をおこなうことが困難な場合にあつては、環境配慮に係る課題を抽出し、整理することで、環境面の評価とすることができる。
  - イ 環境の保全及び創造の観点から評価を行うことができる手法であること。環境の保全では、環境影響の回避及び低減の観点から評価を行うことができる手法であること。環境の創造では、環境の現状からの改善効果について評価を行うことができる手法であること。
  - ウ 環境面の選定項目について、排出総量等の計画的な目標値が設定されている場合は、必要に応じてその目標への貢献度や達成度について明らかにすることができる手法を選択すること。

## 6 戦略的環境影響評価手続実施計画の策定

計画等策定者は、次に定める事項に従い実施要綱第8条第7号に規定する戦略的環境影響評価の手続に係る実施計画（以下、「手続実施計画」という。）を

策定するものとする。

(1) 戦略的環境影響評価手続の設定

計画等策定者は、手続実施計画のなかで、県民等への周知、説明及び意見聴取の方法（以下、「県民等の関与の方法」という。）について定めるものとする。

(2) 県民等の関与の方法

県民等の関与の方法は、計画書及び戦略的環境影響評価報告書（以下、「報告書」という。）のそれぞれについて定めるものとする。

第4 戦略的環境影響評価報告書の作成に係る手順

実施要綱第12条に規定する報告書の作成に係る手順は、次のとおりとする。

1 環境面の調査、予測、評価の項目及び手法並びに関連する社会経済面の調査、推計項目の見直し

計画等策定者は、実施要綱第10条第1項及び第11条第1項に規定する計画書に対する意見を勘案し、環境面の調査、予測、評価の項目及び手法並びに関連する社会経済面の調査、推計項目について必要がある場合は見直しを行う。

2 環境面の調査、予測、評価の実施

(1) 環境面の調査の実施及び結果の整理

計画等策定者は、環境面の調査の実施に当たっては、環境面の選定項目ごとに選定した調査手法に基づき実施するものとする。

計画等策定者は、実施した調査の結果を次により整理するものとする。

ア 既存資料による調査結果については、その資料名、現地踏査による調査結果については、踏査方法、踏査地域、踏査地点及び踏査日時等を整理する。

イ 貴重な動植物の不正な捕獲、採取等を防止するため、必要に応じ種及び場所を特定することができない方法で整理する。

ウ 既存の調査結果が存在しており、かつ、現地踏査を行う場合には、当該既存の調査結果と現地踏査の結果とを対照することができるよう整理する。

(2) 環境面の予測の実施

計画等策定者は、環境面の予測の実施に当たっては、環境面の調査の結果を踏まえ、環境面の選定項目ごとに選定した予測手法に基づき実施するものとする。

(3) 環境面の評価の実施

計画等策定者は、環境面の評価の実施に当たっては、環境面の調査及び予測の結果を踏まえ、環境面の選定項目ごとに選定した評価手法に基づき実施するものとする。

### 3 対象計画等の原案の評価の実施

計画等策定者は、環境の現況又はその推移（特記すべき事項がある場合に限る）及び個々の原案の環境影響を明らかにした後、次に定める事項を基本として、原案相互間における環境影響の全体を把握できるように整理し、さらに関連する社会経済面の推計結果を考慮しつつ、必要な環境配慮の方向性を原案ごとに記述するものとする。

#### (1) 長所、短所の明確化

対象計画等の原案について、各案ごとに、その長所と短所を明らかにすること。

#### (2) 項目間の背反する関係の明確化

環境面の選定項目間又は、環境面の選定項目と関連する社会経済面の選定項目間において、背反する関係が生じる場合は、その関係を明らかにすること。



別表1 対象計画等の原案の設定要素

対象計画等の原案の設定要素		計画等の基本的枠組	位置、用地形状			施設整備又は土地利用の計画		
			立地地点	概略ルート	用地形状	規模・方式	幅・構造	土地利用計画
対象計画等の種別								
1	道路の新設及び改築	○		○			○	
2	ダム又は放水路の新築（ダム）	○	○			○		
	ダム又は放水路の新築（放水路）	○		○			○	
3	鉄道又は軌道の建設及び改良	○		○			○	
4	飛行場の設置及びその施設の変更	○	○			○		
5	工場の設置及びその施設の変更	○	○			○		
6	廃棄物処理施設の設置及びその施設の変更	○	○			○		
7	下水道終末処理場の設置及びその施設の変更	○	○			○		
8	高層建築物の建築	○	○			○		
9	住宅団地の造成	○			○			○
10	工業団地の造成	○			○			○
11	研究用地の造成	○			○			○
12	流通業務施設用地の造成	○			○			○
13	スポーツ又はレクリエーション施設用地の造成	○			○			○
14	墓地又は墓園の造成	○			○			○
15	学校用地の造成	○			○			○
16	浄水施設用地の造成	○			○			○
17	変電所用地の造成	○			○			○
18	土石の採取	○			○			○
19	複合事業	○			○			○
20	土地地区画整理事業	○			○			○

（注）

計画等の基本的枠組...計画等の基本的な方針や規模等の枠組み

位置、用地形状... を受けて検討する用地の位置や形状

施設整備又は土地利用の計画... 、 を受けて検討する施設整備又は土地利用の計画

別表2 環境面の調査、予測、評価に係る環境要素の範囲

環境要素	環境面の調査、予測、評価の項目の例
物質循環	天然資源の消費、廃棄物等の排出量等
地球環境	温室効果ガス等
大気環境	大気質、騒音、振動、悪臭等
水環境	水質（地下水含む）、水循環（又は水象）等
土壌・地盤環境	土壌、地盤沈下、地象
自然環境	動物、植物、動植物の生息・生育基盤、生態系等
人と自然とのふれあい	景観、自然とのふれあいの場、史跡・文化財
生活環境	日照障害、電波障害、風害
安全環境	防災、安全（治水、土地の安定性等）
化学物質	ダイオキシン類等（排出・移動量を各環境要素横断的に予測・評価する必要がある場合には、大気、水、土壌等の各環境要素のほかに選定できる。）
一般環境中の放射性物質	放射線の量

別表3 関連する社会経済面の調査、推計に係る社会経済要素の範囲

社会経済要素	内容	調査、推計項目の例
事業に係る費用	事業に係る費用、期間等	概算事業費、事業期間、維持管理の難易、事業採算性など
事業の効果	事業実施による経済的な影響	事業整備効果、経済波及効果、雇用創出効果など
社会的な影響	事業実施による社会的な影響	地域分断、住民の移転、地域社会への影響、地域交通など

別表4 関係市町村の概況の把握のための調査項目

区分	調査項目
社会経済面の把握項目	人口及び産業の状況
	土地利用の状況
	交通の状況
	その他必要な事項
環境面の把握項目	環境影響を受けやすい地域等の状況
	環境の保全の観点から法令等により指定された地域等の状況
	既に環境が著しく悪化し、又はそのおそれが高い地域等の状況
	その他必要な事項